

地方公共団体情報システムの標準化に関する
法律案に対する修正案 要綱

一 検討規定の追加

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。

(附則第2項関係)

二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。